

## 徳島市公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日

施設名	徳島市夜間休日急病診療所					
指定管理者	一般社団法人徳島市医師会	担当課	健康長寿課			
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日	公募・非公募の別	非公募(指定)			
施設の所在地	徳島市沖浜東2丁目16番地					事業の概要 ・夜間休日急病診療所(内科・小児科)、診療日(毎日) ・診療時間(休日等:9:00～12:30・13:30～17:00・18:00～22:30、休日等以外の日:19:30～22:30)
施設の概要	夜間休日急病診療所(内科・小児科)、診療室2室、処置室、待合室、薬局、レントゲン室、便所、スタッフルーム等、ふれあい健康館1階の一部(327.56㎡)					
利用状況に関する事	項目名	令和2年度	令和3年度	項目名	令和2年度	令和3年度
	利用者数等	5,881人	7,731人			
収支状況に関する事	利用回数	5,881回	7,731回			
	指定管理料	0千円	0千円	人件費	91,613千円	107,484千円
	利用料収入	66,521千円	94,439千円	管理費	27,197千円	27,616千円
	その他収入	45,411千円	40,501千円	その他	61千円	52千円
	収入実績(総額)	111,932千円	134,940千円	支出実績(総額)	118,871千円	135,152千円
評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント				担当課評価
施設管理体制	(1) 法令等遵守	医師法を遵守し、徳島市夜間休日急病診療所条例に基づき運営をしており、365日の診療に必要な人員の確保に努めている。徳島市夜間休日急病診療所(以下「診療所」という。)では運営委員会、運営協議会を開催し、診療所の運営及び業務について、設備、備品の更新や医薬品の採用等について協議を行っている。また、徳島市との連絡会を開催し、状況の報告や課題について協議した。診療所のポスターやチラシ、徳島市医師会ホームページにて利用案内をしており、徳島市の発行する「あんしん」、「とくしまイシイティ便利帳」等の冊子にも案内を掲載している。新型コロナウイルス感染症に対し、アクリル板を設置したり防護服等の着用やリモート診察等の感染防止対策など、安全に業務を行うように努めている。また、不測の事態に備えて保険にも加入している。緊急時に備え、診療所関係者の緊急連絡フローチャートを作成している。				A
	(2) 職員配置					
	(3) 職員研修					
	(4) 利用促進の取組み					
	(5) 設備・備品管理					
	(6) 安全管理体制					
	(7) 緊急時の体制					
業務に関する	(1) 利用状況	新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、診療所の患者数が減少している状況である。診療所に来院された患者さんには、受付システムで番号を渡し、番号順に診察の案内を行っている。利用料金は、定められた診療報酬を遵守している。診療所の職員は個人情報の保護に関する誓約書を提出し、診療所の患者さんをはじめ業務で得た個人情報の取扱いには十分注意している。診療所の患者さんが待ち人数や待ち時間の目安が分かるように、インターネットにて公開している。				A
	(2) 平等な利用					
	(3) 利用料金					
	(4) 接客対応					
	(5) 個人情報保護					
	(6) サービス向上の取組					
施設業務維持管理	(1) 保守点検業務	診療所設備のレントゲン保守管理業務(エックス線量測定)、CRP血球計算機保守管理業務、ORCA保守管理業務、清掃業務、医療廃棄物処理業務、施設応急修繕等委託業務をそれぞれ業者へ委託しており、徳島市へも再委託の届出をしている。				A
	(2) 清掃等維持管理業務					
	(3) 修繕等維持管理					
実施事業	(1) 企画運営事業	一般社団法人徳島市医師会(以下「市医師会」という。)は、徳島市や関係機関と連携し、子どもから高齢者まですべての地域住民の健康を守るために、各種がん検診の受診率向上、予防接種の接種率向上、糖尿病予防、防災・感染症対策等に努めている。現在は新型コロナワクチンの接種事業にも積極的に取り組んでいる。市医師会では、市民啓発として認知症、前立腺がん、大腸がん、COPD、ロコモティブシンドローム、在宅医療等をテーマとした市民公開講座をケーブルテレビ及びYouTube配信で開催した。なお例年、診療所の会計剰余金の範囲内で、費用の一部を市民のための事業費として支出しているが、令和3年度は赤字運営のため、費用の支出は行っていない。				A
	(2) 自主事業					
経理状況	(1) 施設収支状況	平成18年度～令和元年度の平均患者数16,031人に対して令和3年度は48%(7,731人)と激減しており、収入が減少し赤字となっている。令和3年度は徳島市からの指定管理業務継続支援金で赤字を補填できた。診療所の会計については、医薬品や感染対策の消耗品等は必要経費として削減できないため、医師出務料の支給率引き下げやスタッフ配置数の減少など、主に人件費を削減している状況である。				A
	(2) 指定管理者経営状況					
	(3) 経費の削減					
評価基準	S:優れている(協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている(協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)					
担当課総合評価コメント						総合評価
診療所は、徳島市の夜間・休日における初期救急医療機関の拠点施設として1年間休むことなく開設し、適正に運営・管理されている。診療所の職員は、医師法等の各種法令を遵守し、患者に対して適切な診療等を行っている。新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響を受け、以前よりも患者数が減少し、指定管理者施設の主要な収入源である患者からの診療収入も減少したため、診療所の会計収支は前年度に続いて赤字決算と厳しい状況であるが、診療所の職員の出務料一部減額、運営経費の見直し等による収支改善に向けた努力は評価できる。						A
総合評価基準	S:優れている(各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている(各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)					